

静岡労働局発表
令和8年6月2日（火）

担
当

厚生労働省静岡労働局職業安定部
職業安定課長 遠藤 徳一
課長補佐 森下 恵
代表電話 054-271-9950

令和8年度ハローワークのマッチング機能に関する業務の評価・改善の取組の実施及び目標値の公表について

静岡労働局（局長 國分 一行）では、ハローワークの機能強化を図るため、マッチング機能に関する業務の評価・改善を行います。

評価は、マッチング業務の成果に加え、職員の資質向上の為に必要となる取組や継続的な業務改善の取組状況等も対象とした総合評価で行い、評価結果及び業務改善の状況を公表することにより、地域及び利用者からのハローワークに対する信頼感の向上に努めます。

厚生労働省ではハローワークの機能強化のため、平成27年度から

- ① PDCAサイクルによる目標管理・業務改善の拡充・推進
- ② ハローワークのマッチング機能に関する業務の総合評価の実施及び利用者への公表
- ③ 評価結果等に基づく全国的な業務改善に向けた取組の強化を一体的に実施しています。（別添資料）

このたび、静岡労働局及び各ハローワークでは、令和8年度のハローワークのマッチング機能に関する業務の総合評価における指標として、職業紹介業務の就職件数及び求人充足数等の目標値（別紙）を設定しました。

これらの目標値達成に向けて、どのような取組を行うか具体的に計画するとともに、その進捗や達成状況等を把握し、継続的な業務改善を図ります。

なお、令和7年度の各ハローワークのマッチング機能に関する総合評価結果は、結果が確定次第公表します。

ハローワークのマッチング機能に関する業務の評価・改善に係る目標値

別紙

静岡労働局職業安定部

○【主要指標】マッチング業務のうち、特に中核的な業務の成果を測定する指標(全安定所が取組む)

	局目標	静岡	浜松	沼津	清水	三島	掛川	富士宮	島田	磐田	富士	下田	焼津
就職件数(一般)	28,673	3,873	5,896	3,191	1,658	2,437	1,559	1,317	1,777	2,118	2,001	703	2,143
充足数(一般)	27,308	4,634	5,922	2,866	1,416	2,201	1,370	1,067	1,450	1,720	1,951	542	2,169
雇用保険受給者の早期再就職割合	34.6%	32.9%	33.7%	32.0%	36.5%	36.0%	37.0%	36.8%	34.9%	39.0%	33.0%	32.0%	35.1%
人材不足分野の就職件数	7,141	1,232	1,435	804	442	679	310	280	372	446	519	137	485

○【マッチング補助指標】マッチング業務の過程を評価する指標(全安定所が取組む)

	局目標	静岡	浜松	沼津	清水	三島	掛川	富士宮	島田	磐田	富士	下田	焼津
新規求職者1人あたりの紹介件数	0.85	1.05	0.80	0.85	0.96	0.85	0.76	0.77	0.78	0.82	0.93	0.76	0.82
「有効期間中1件以上紹介があった求人件数」の割合	33.0%	30.6%	32.5%	36.0%	36.0%	31.4%	34.0%	34.3%	36.0%	36.0%	37.0%	30.0%	36.0%

○【満足度指標】利用者の視点からサービスの質を測定する指標(全安定所が取組む)

	局目標	静岡	浜松	沼津	清水	三島	掛川	富士宮	島田	磐田	富士	下田	焼津
満足度(求人者)	83.0%	83.0%	83.0%	83.0%	83.0%	83.0%	83.0%	83.0%	83.0%	83.0%	83.0%	83.0%	83.0%
満足度(求職者)	91.0%	91.0%	91.0%	91.0%	91.0%	91.0%	91.0%	91.0%	91.0%	91.0%	91.0%	91.0%	91.0%

〈用語解説〉

※就職件数・・・公共職業安定所の職業紹介により一般就職した件数

※充足数・・・公共職業安定所の一般求人(受理地ベース)の充足数

※雇用保険受給者の早期再就職割合・・・雇用保険基本手当の支給残日数を所定給付日数の3分の2以上残して早期に再就職した割合

※人材不足分野の就職件数・・・人材不足分野の対象職種に就職した件数

※新規求職者1人あたりの紹介件数・・・新規求職者1人あたりの紹介件数

※「有効期間中1件以上紹介があった求人件数」の割合・・・受理月の新規求人件数のうち、受理月から翌々月までに紹介があった割合

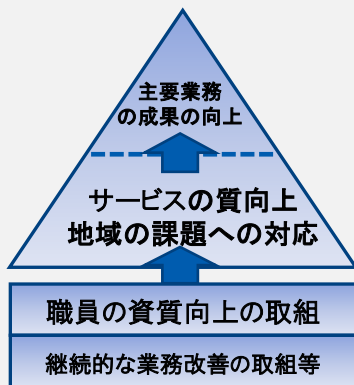
※満足度・・・求職者及び求人者に対する「ハローワーク利用者満足度アンケート」による調査において、「無回答」を除いた数を分母とし、「満足」及び「まあ満足」のいずれかを回答した割合

ハローワーク総合評価について

- 平成27年度から、目標管理・業務改善の取組拡充等を柱とする「**ハローワーク総合評価**」を開始。
- 毎年度、すべてのハローワークにおいて業務毎に目標値を設定し、その達成状況に応じた4段階の相対評価等を実施し、次年度以降の業務改善に繋げる。このように、**(1)目標管理、(2)相対評価・実績公表、(3)評価結果に基づく業務改善**といった一連のPDCAの流れを続けることにより、**継続的なサービスの質の向上を図る**。
- 取組状況や評価結果は公表し、労働政策審議会（本省）や地方労働審議会（労働局）にも報告。

(1) 目標管理・取組の評価

- ・ ハローワークの中核であるマッチング業務成果を測定する就職件数等の**主要指標**のみならず、
 - ① マッチング業務の過程等を評価する**マッチング補助指標**
 - ② サービスの質に関する**満足度指標**
 - ③ ハローワーク毎に、職員の資質向上や継続的な業務改善の取組を推進する評価項目である**所重点項目**を加え、総合的な観点から目標管理を実施。



短期的な成果の向上だけでなく、
中長期的な業務の質向上・業務改善を図り、
マッチング機能を強化

(2) 相対評価・実績公表

- ・ 年度終了後、各項目の実施状況を踏まえ、ハローワーク毎に総合評価を実施。
→労働市場の状況や業務量が同程度のハローワークを11グループに分け、同一グループ内で相対評価
- ・ ハローワーク毎に総合評価結果及び業務改善の取組等をまとめ、各労働局が公表



重点的に取り組んだ事項、業務改善を図った事項、業務改善が必要な事項、総合評価、基本統計データ、指標ごとの実績及び目標達成状況などを公表

- ・ 総合評価結果を、労働局は地方労働審議会、本省は労働政策審議会に報告。

(3) 評価結果に基づく業務改善

- ・ 評価結果をもとに、本省・労働局による個別のハローワークへの重点指導や好事例の全国展開を実施
 - 評価結果に基づき、本省から、労働局・ハローワークに対する問題状況の改善指導
 - 一定の基準に該当するハローワークは改善計画を作成、本省・労働局が重点指導
 - 労働市場の状況や業務量が同程度のハローワークにおいて、相対的に高評価となったハローワークにおける取組事例を全国展開